

諏訪まちづくり計画



諏訪まちづくり協議会

地区のようす(概況)

伊賀市の北端に位置し、緑に囲まれた自然環境豊かなところです。

農業だけで生計を維持することはできず、近隣の企業に働きに出ています。

三世代が一緒に暮らしている家庭もありますが、若者は地区を離れ高齢者が家を守っている割合が多くなりました。

若者は勤務地で家庭を築き、諏訪の地には戻らない。

高齢者は人口の3割を超え、農作業とゲートボールを楽しんでいます。

一方、社会情勢が厳しく企業の体質も変化した結果、20代の青年が地元企業に就職し諏訪から通勤している。本当に嬉しいことです。

親の役割、家族の役割、地域の役割が本当に重要だと思います。

地区の中で「誇れるもの(こと)」

おいしい空気、おいしい水、おいしい米は諏訪の宝です。

特に美しい諏訪を守るため環境面に力を入れています。

連帯感が強く人情味豊かです。

諏訪神社の大杉、不動尊の滝、笹が岳の大石。

組織がしっかりしている。

{組長会(23組)、小場長会(9小場)、児童福祉会、文化財保存会、保育所・小学校・中学校保護者会、老人クラブ、実年会、すみれ会、さくら会、健康の駅、諏訪体育協会、体育指導員、開発振興対策委員会、共同墓地管理運営委員会、交通安全対策委員会、区有財産管理委員会、土木委員会、環境衛生委員会、農業共済会、農業委員、民生委員、保護司、消防団、警防団、消防隊、企業(新和会)、簡易水道運営委員会}

地区の中で「問題だと思うもの(こと)」

養鶏業者が19.2ヘクタールの土地で事業を展開します。地元としては受け入れをしましたが公害が心配です。

道路網の早期整備が必要。便利になれば僻地で無くなる。(国道422号線のバイパス工事早期完成。諏訪・音羽線の新ルートの実現。)

諏訪まちづくり協議会の目標

健康福祉の推進

安心して暮らす事のできる福祉社会の地域の創設

- 1、個々が健康づくりをして、安心暮らせる地域
- 2、一人ひとりが尊重され、高齢者・子供・障害者あたりまえに暮らせる地域
- 3、支え合い参加する福祉のある地域
- 4、安心して子供を生み育て、子供の成長を保障できる地域
- 5、若者が定着する地域づくり

生活・環境の再生

安全で住みよい自然共生の地域づくり

- 1、自然と地域の共生
- 2、ごみを出さない地域
- 3、安全な安心できる地域

教育・文化の充実

人を育み文化創る地域づくり

- 1、未来の地域を育む人づくり
- 2、地域文化の継承と創造
- 3、人権文化の創造

産業の振興と促進

地域産業の振興と交流する道路網の整備

- 1、地域交流の道路網の整備
- 2、公共交通機関の整備
- 3、地域農業・林業の存続から振興
- 4、地域商工業の振興
- 5、次世代産業の発掘

広報部会

まちづくり基本方針 情報伝達により地域活性化の向上めざす

地域の中の自己の役割認識 地域外との共生

施策一覧表

事業名	事業内容	実施主体			実施時期			備考
		地域	協働	行政	短期	中期	長期	
まちづくり広報の発行	年4回	○			○	○	○	
案内板の作成		○			○			

生活・環境部会

まちづくり基本方針 安全で住みよい自然共生の地域諏訪

施策一覧表

事業名	事業内容	実施主体			実施時期			備考
		地域	協働	行政	短期	中期	長期	
生活環境	花つくり運動、地区内メインストリートへのプランターの設置 公共施設周辺花壇手入れ 墓地周辺清掃	○			○	○	○	
交通安全	交通安全指導、交通安全教室	○		○	○	○	○	
ごみの減量	ごみ分別、不法投棄をしない、させない運動 ペットボトル、アルミ缶整理	○	○	○	○	○	○	
防犯パトロール	子供の安全活動	○			○	○	○	
	災害危険箇所の確認	○	○		○	○	○	
	年末夜警	○			○	○	○	
自主防災体制	防災看板の作成	○			○			
	住民の防災意識啓発運動	○		○	○	○	○	

健康福祉部会

まちづくり基本方針 安心して暮らす事のできる福祉社会の諏訪

施策一覧表

事業名	事業内容	実施主体			実施時期			備考
		地域	協働	行政	短期	中期	長期	
健康講座	介護に関する研修 健康講座、音楽療法	○		○	○	○	○	
健康の駅	健康ウォーキング 自力整体	○			○	○	○	
福祉活動	老人対象いきいきサロン	○	○		○	○	○	
	寿会（老人８０歳）	○			○	○	○	
	友愛訪問	○			○	○	○	
体力づくり	体力測定 運動会 ソフトバレー、キックベースボール	○ ○ ○			○	○	○	

教育・文化部会

まちづくり基本方針 人を育み文化を創る諏訪

未来の地域を育む人づくり、地域文化の継承と創造、人権文化の創造

施策一覧表

事業名	事業内容	実施主体			実施時期			備考
		地域	協働	行政	短期	中期	長期	
文化事業	諏訪文化財保存館開帳	○			○	○	○	
	祇園祭、観月祭	○					○	
敬老会	老人招待	○					○	
文化祭	サークル活動作品展示	○					○	
教育	人権啓発草の根講演会	○	○		○	○	○	
	通学路の整備、奉仕作業	○			○	○	○	
	映画まつり	○			○	○	○	
	コンサート	○			○			
	教育講演	○			○	○	○	
通学児童安全対策事業	見守りボランティア	○			○			
青少年の育成活動事業	サークル活動の実施	○			○			

産業振興部会

まちづくり基本方針 地域産業の振興と交流する道路網の整備
 地域交流の道路網、公共交通機関の整備
 地域農業・林業の存続からの振興、地域商工業の振興、次世代産業の発掘

施策一覧表

事業名	事業内容	実施主体			実施時期			備考
		地域	協働	行政	短期	中期	長期	
ハイキングコースの整備事業	不動尊道の整備・樹木の除伐	○			○	○	○	
	草刈り	○			○	○	○	
	案内板の作成	○			○			
	空家、廃屋の対策	○		○	○			
	有害鳥獣対策	○		○	○	○	○	
山林、農地	保全管理	○		○	○	○	○	
農業の振興	農産物の直売所の設置	○			○	○	○	

諏訪まちづくり協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 諏訪区民の連帯を深め、区民の創意工夫と責任のもとに、諏訪地域の発展と、住み良い地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を諏訪まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市 諏訪 2438番地3 諏訪地区市民センター内。

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は諏訪地域内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康福祉推進活動
- (2) 環境保全・美化活動
- (3) 防災・安全活動
- (4) 教育・文化・スポーツ活動
- (5) 産業振興活動
- (6) 交流促進活動
- (7) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 諏訪地域に居住する住民
- (2) 諏訪地域で活動する区・各団体
- (3) 諏訪地域に住所地を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会	長	1名
副 会	長	1名
事務長（会計）		1名
監	事	2名
部 会	長	4名

- 2 会長、副会長及び監事は総会において選出する。
- 3 事務長（会計）は、総会の同意を得て会長が任命する。
- 4 部会長は、各部会において選出する。

（役員の職務）

第8条 協議会の役員の職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 4 事務長は、協議会事務を総括し、会計事務を処理する。
- 5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

（役員の任期）

第9条 前条の役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会議

（会議）

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会及び部会とする。

- 2 その他、会議についての詳細は別に定める。

（会議の開催及び運営）

第11条 会議は過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

- 2 会議は原則公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長または部会長の決するところによる。

（総会）

第12条 総会は、役員、運営委員会委員及び部員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
- 5 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 6 総会は次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画
 - (2) 会長、副会長、監事の選出及び事務長（会計）の任命同意
 - (3) 協議会の事業計画に関すること
 - (4) 協議会の予算、決算に関すること
 - (5) その他、重要事項に関すること

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、会長、副会長、事務長、小場長、部会長及び見識者、公募住民により構成する。

2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

3 運営委員会は、会長が招集する。

4 会長は、運営委員会の議長となる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第14条 各部会はまちづくり計画等について、運営委員会に提案し、決定に基づき実施する。

2 部会は次のとおりとする。

(1) 健康福祉部会

健康で安心して暮らすことのできる福祉社会の地域づくり

(2) 生活・環境部会

安全で住みよい自然共生の地域づくり。

(3) 教育・文化部会

人を育み文化を創る地域づくり

(4) 産業振興部会

地域産業の振興と道路網等の整備

3 部員は、運営委員会の同意を得て、会長が会員の中から選任する。

4 部会には、部会長及び副部会長を置く。

5 部会長及び副部会長は、部員の中から選出する。

6 部会長は、部会を代表して会務を総括する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会間の調整)

第15条 部会間の調整は運営委員会が当たる。ただし部会相互の協議により協力する場合はこの限りではない。

(事業実行委員会)

第16条 各事業実施に当っては組長会の審議後、事業実行委員会を編成して事業を実施する。

第4章 財務

(会計)

第17条 協議会の運営等に要する経費は会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第18条 会費は総会で決定する。

第5章 その他

(規約の変更)

第19条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第20条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の議決を得なければならない。

(規則等への委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は平成17年4月24日から施行する。

2 この協議会の役員の任期は、第9条第1項の規程にかかわらず、平成17年4月24日から平成18年3月31日までとする。